

地域銀行

有価証券運用モニタリングレポート

令和5年9月



目次

I. 公表の趣旨	1
II. モニタリングにおける主な論点	2
1. 経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイク	2
2. リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築	3
(1) リスクテイク方針の明確化	4
(2) リスク許容度の明確化	6
(3) 投資信託等の管理	8
(4) ストレステストの活用	10
(5) 環境変化に応じた対応	12
3. リスクガバナンスの発揮	14
(1) 市場部門、リスク管理部門及び内部監査部門による統制	14
(2) 経営陣及び取締役会による統制	14

(参考) 金融庁の問題意識

〔 過大なリスクテイクは個別金融機関に対する信認低下のみならず、連鎖的に金融システム全体に対する信認低下をもたらす懸念 〕

1. 経営体力・リスクコントロール能力
に見合ったリスクテイク

2. リスクテイクに見合った実効的な
運用態勢・リスク管理態勢の構築

3. リスクガバナンスの発揮

(出所) 2018年7月13日金融庁「地域銀行有価証券運用モニタリング 中間とりまとめ」

1. 公表の趣旨

金融庁では、我が国金融システム全体の安定性を維持する観点から、総合政策局モニタリング部門が監督局・財務局とも連携し、地域銀行の有価証券運用について、リスクテイク規模が大きい先を対象に、重点的なモニタリングを実施している（図表1）。

具体的には、各行の経営環境・規模・特性にも留意しつつ、1. 経営体力¹・リスクコントロール能力²に見合ったリスクテイク、2. リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築、3. リスクガバナンスの発揮について、モニタリングを進めている³。

図表1 日米長短金利推移⁴と重点的なモニタリング実施期間



これまでのモニタリングにおける主な論点や把握した事例については、対象先以外の金融機関（主に、有価証券運用のリスクテイク規模が大きい先を想定。）においても参考になる内容が含まれていることから、公表するものである。

金融庁や財務局のモニタリングにおいては、個別金融機関を取り巻く経営環境・規模・特性を踏まえ、リスクガバナンスやリスク管理態勢が全体として実効的に機能しているかという観点が必要であり、金融機関に画一的な対応を求めるものではない。もとより、地域金融機関⁵においては、様々な課題を抱える一方で、経営資源に一定の制約を有する場合が多い。したがって、本文書に記載された個々の論点はチェックリストのように形式的に用いるのではなく、具体的なリスクの顕現化をもって直ちに態勢の不備を指摘するものでもない。

金融庁では、今後も、重点的なモニタリングを通じて、金融機関における運用態勢・リスク管理態勢の強化やリスクガバナンスの発揮に向けた創意工夫を後押ししていく。金融機関においても、一層の創意工夫と高度化を期待したい。

¹ 経営体力は、例えば、資本（規制上の自己資本・内部管理上のリスク資本）や期間収益（コア業務純益等）といった定量面。

² リスクコントロール能力は、例えば、運用態勢（運用・ヘッジ手段含む。）やリスク管理態勢（リスク管理手法含む。）の質といった定性面。

³ 金融庁の問題意識は、2018年7月13日「地域銀行有価証券運用モニタリング 中間とりまとめ」も参照のこと。

⁴ FFレート（米国）は、FRBの目標レンジの中央値。

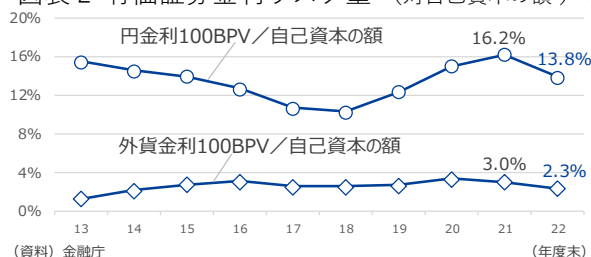
⁵ 地域銀行（地方銀行・第二地方銀行）・信用金庫・信用組合。

II. モニタリングにおける主な論点

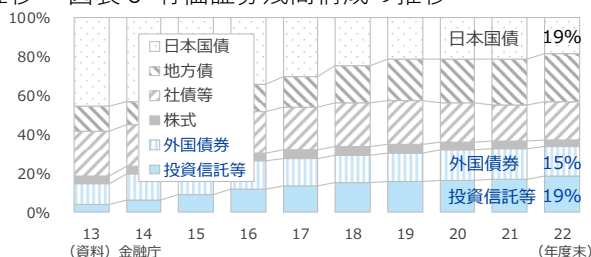
1. 経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイク

厳しい経営環境の下、地域銀行では、一定の期間収益確保のため、有価証券運用のリスクテイクは相応の規模（図表2）となっており、相対的に利回りの高い外国債券や海外金利系投資信託の保有を増やすなど、リスクテイク領域（図表3）を拡大する動きも見られている。また、米欧はじめ海外主要中央銀行が超金融緩和政策を巻き戻し、急激に金利を引き上げている中で、地域銀行の有価証券評価益は減少（図表4）し、債券売却損（図表5）は増加している。

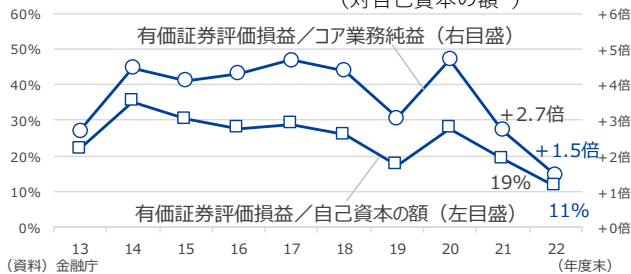
図表2 有価証券金利リスク量⁶（対自己資本の額⁷）の推移



図表3 有価証券残高構成の推移



図表4 有価証券評価損益⁸（対コア業務純益⁹）の推移
（対自己資本の額⁷）



図表5 有価証券関係損益（対コア業務純益⁹）の推移



世界的なインフレの昂進等によって金融環境が大きく変化する中においても、地域銀行は、将来にわたって健全性を維持し、地域において金融仲介機能を発揮し続ける必要がある。このため、まずは経営陣のリーダーシップの下、自らの経営理念に照らし、有価証券運用の経営戦略上の位置づけとリスクテイクのあり方を明確化する必要がある。具体的には、例えば、金融仲介機能発揮のための経営体力を維持する上での主要業務と位置づけるか、あくまで余裕資金の運用業務と位置づけるかといった点を明確化した上で、自らの経営体力やリスクコントロール能力に則した有価証券運用のリスクテイク領域やリスクテイク上限を明確化し、その範囲内でリスクテイクする必要がある。

その際、なにより重要なのは、有価証券運用でリスクテイクするにあたっては、経営体力・リスクコントロール能力を超えてはならないということだ。まずもって、有価証券運用の経営戦略上の位置づけに応じた経営体力やリスクコントロール能力を備える必要がある。

こうした観点から、モニタリングにおいては、1線（市場部門）、2線（リスク管理部門）、経営陣等と対話した。その結果、これまでのモニタリング対象先においては、総じて、経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイクが認められている。

⁶ 有価証券金利リスク量は、デリバティブによるヘッジ効果反映後、外貨は米ドル・ユーロのみ。

⁷ 国際統一基準行の自己資本の額は、普通株式等 Tier1 (CET1) 資本。

⁸ 有価証券評価損益は、満期保有目的の債券（有価証券残高全体に占める割合は5%程度。）を含む。

⁹ コア業務純益及び有価証券利息配当金からは、投資信託解約損益を除く。 ※図表2～5は全て地域銀行全体の集計値。

2. リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築

前掲II.1.の経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイクをするため、地域銀行は、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢を構築する必要があり、1線（市場部門）・2線（リスク管理部門）・経営陣はそれぞれの役割を持っている。

こうした観点から、モニタリングにおいては、主に下表の項目について、特にその推進を担っていると考えられる主体と対話した。その結果、これまでのモニタリング対象先においては、総じて、相応に実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築が認められている。

<モニタリングにおいて主に対話した項目とその推進主体>

項目		主体 ¹⁰		
		1線	2線	経営
(1) リスクテイク方針の明確化 経営戦略上の位置づけや経営体力（資本・収益）とリスク量のバランスを踏まえ、リスクテイク領域や方針を明確化するとともに、体制を整備すること	① 望ましいポートフォリオの検討	●	○	●
	② リスクテイクに見合った体制整備	●	●	●
(2) リスク許容度の明確化 経営体力（資本・収益）に照らして許容できる最大リスク量や損失限度等を明確化し、その範囲内でリスクコントロールする仕組みを整備すること	① リスク資本の配賦・管理	○	●	●
	② 損失限度等の設定・管理	○	●	●
(3) 投資信託等の管理 運用資産及び運用会社が内包するリスクやリターンの状況について、直接保有する場合と可能な限り同等の水準で分析・管理すること	① 運用資産が内包するリスクの管理	●	●	○
	② 運用会社が内包するリスクの管理	●	●	○
(4) ストレステストの活用 経営のリスク認識やリスクテイク方針を反映した、シナリオに基づくストレステストを活用し、将来の経営体力（資本・収益）への影響を検証すること	① 市場／統合ストレステスト	○	●	●
	② 外貨流動性ストレステスト	●	●	○
(5) 環境変化に応じた対応 市場変動に備えたアクションプランを策定するとともに、将来の期間損益変動に備えたシミュレーションを実施し、リスクコントロールすること	① 資本減少リスクへの備え	●	○	●
	② 期間損益減少リスクへの備え	●	○	●

他方で、各行のリスク特性に照らし、持続的な健全性を確保する観点や、リスク管理高度化の観点から、懸念される事例（「懸念事例」という。）や参考となる事例（「参考事例」という。）も認められており、P.4～13の表中において示している。

¹⁰ ●は特に推進を担っていると考えられる主体、○は関係する主体。モニタリングを通じて把握した事例も踏まえ一般的な役割の整理をまとめたものであり、銀行の規模・特性により多少の差は生じ得る。

(1) リスクテイク方針の明確化

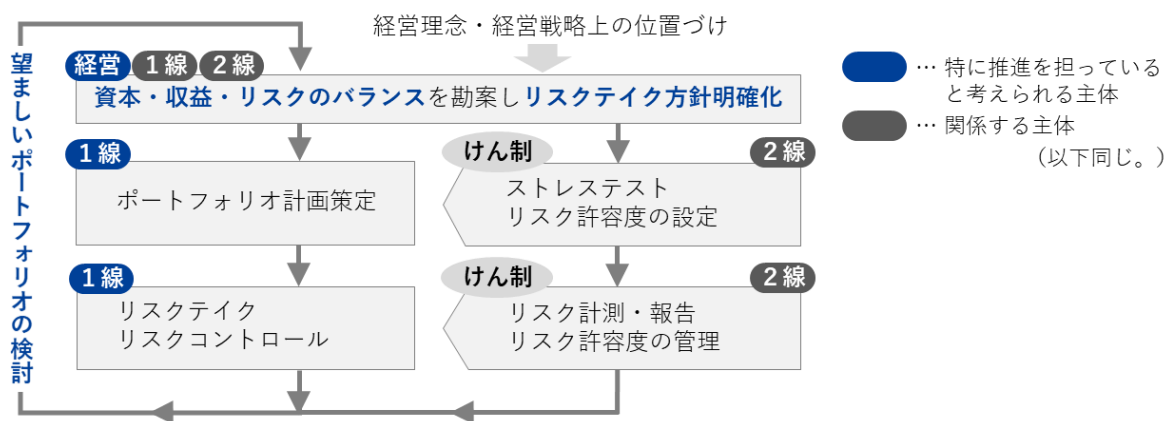
① 望ましいポートフォリオの検討

まずは経営陣のリーダーシップの下、市場部門に加えリスク管理部門も交え、有価証券運用の経営戦略上の位置づけや経営体力（資本・収益）とリスク量のバランスを踏まえ、リスクテイク領域やリスクテイク方針を明確化し、その徹底を図る必要がある。

その上で、明確化した方針に則した運用を徹底するため、リスクとリターンの観点などから、望ましいポートフォリオ構成を検討する仕組みを整備する必要がある。

その際の手段として、各行の規模・リスク特性に応じ、例えば、リスクアペタイト・フレームワーク¹¹等の経営管理の枠組み（図表6）、健全性や収益性（リスク対比リターン）に係る定量分析等を活用してリスクテイク方針の妥当性を検証することなどが考えられる。

図表6 リスクアペタイト・フレームワークの概念の活用



この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた¹²。

懸念事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券運用の中長期的方針が不明確 [少数] ● 単年度の財務収益期待が先行し、中長期的に目指す望ましいポートフォリオ構成やリスクとリターンの両面に関する議論が不十分 [少数] ● 「分散投資」や「資産分散」を運用方針として掲げる一方、分散効果に関する定量的検証やリスク管理への反映は未実施 [一定数]
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券運用を貸出等と並ぶ重要業務と明確に位置づけた上で態勢強化 [一定数] ● 有価証券運用で過度なリスクはとらない方針の明確化 [一定数] ● 外部知見も活用の上で理論上望ましいポートフォリオ構成を確認し、中期的な運用計画への反映を検討 [一定数] ● 信用リスクアセットの増加にも留意した資産構成の検討 [少数] ● 中長期的な観点に基づかない戦術的なポートフォリオを設ける場合は、コアポートフォリオと区分した上で厳格に運営（コア・サテライト運用等） [少数]

¹¹ 自社のビジネスモデルの個性性を踏まえた上で、事業計画達成のために進んで受け入れるべきリスクの種類と総量を「リスクアペタイト」として表現し、これを資本配分や収益最大化を含むリスクテイク方針全般に関する社内の共通言語として用いる経営管理の枠組み。図表6は簡略化して図示したものであり、大規模な金融機関における実務とは異なる。

¹² 少数：5先未満、一定数：5先以上15先未満、ほぼ全先：15先以上（以下同じ）。

② リスクテイクに見合った体制整備

経営
1線 2線

Plan

Do

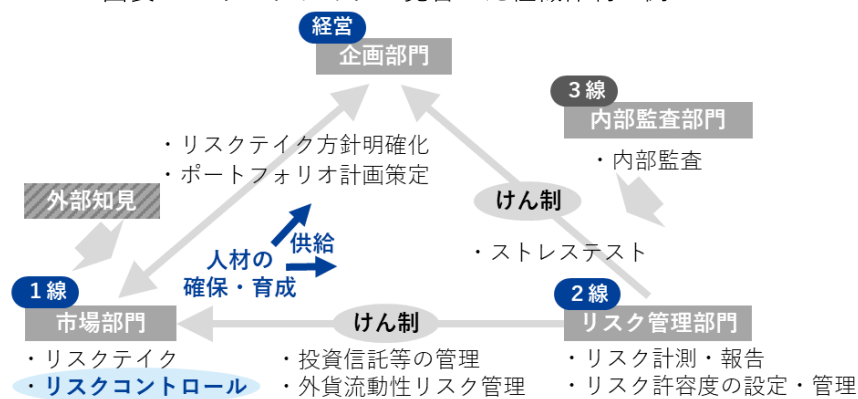
Check

Act

有価証券運用のリスクテイク方針を明確化すると同時に、方針を実行に移すため必要な組織体制（3つの防衛線としての1線・2線・3線）（図表7-1）を整備し、各部門の管理者それぞれの役割や権限を明確に定める必要がある。

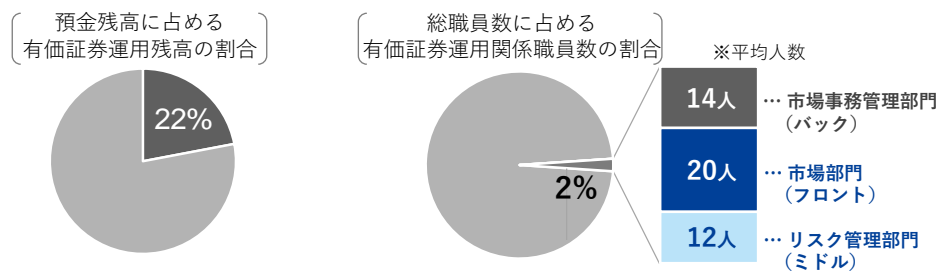
具体的には、なにより市場部門が、リスクオーナーであるという強い自覚を持ち、自律的にリスクコントロールすること、リスク管理部門が、けん制機能を有効に発揮すること、さらに、内部監査部門が、リスク変化に的確に対応した実効性ある内部監査を実施することがそれぞれ必要である。

図表 7-1 リスクテイクに見合った組織体制の例



また、超低金利環境が長期間継続したため、金利上昇時に適切に対処できる実務経験者が減少していると考えられる。有価証券運用に係る実務や専門スキルが中長期にわたって継承されるよう、適性のある人材の確保や育成についても、継続的に取り組んでいく必要がある。

図表 7-2 モニタリング対象先における有価証券運用の寄与度と職員数の割合（平均）



この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた。

懸念事例	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクテイクの量・種類との対比で、1線・2線ともに、少人数で対応 [一定数] ● 特に2線において、スキル継承も見据えた人材確保・育成に向けた取組が不十分 [少数]
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 1線・2線・3線の組織・担当役員を分離 [ほぼ全先] ● 営業店等から1線への公募・登用 [ほぼ全先] ● 1線から2線・3線への人材供給 [一定数] ● 大手行・運用会社・証券会社への研修派遣 [ほぼ全先]

(2) リスク許容度の明確化

① リスク資本の配賦・管理

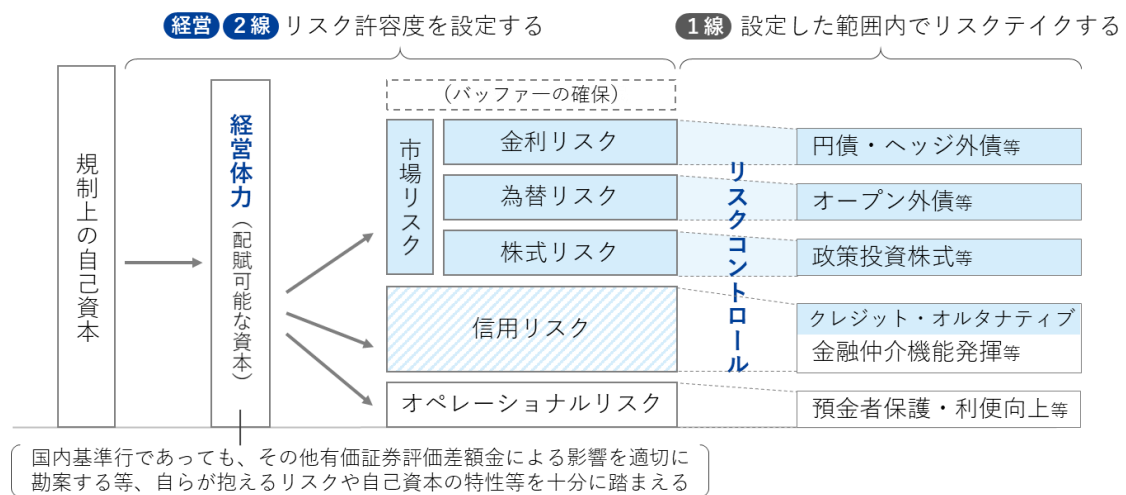
経営の健全性確保のため、自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、種々のリスクを総体的に把握した上で、経営体力（配賦可能な資本）の範囲内でリスク資本を配賦し、配賦したリスク資本の範囲内で期中のリスク量をコントロールする仕組みを整備する必要がある（図表8）。

そのためには、市場リスク資本を配賦する段階において、保有商品のリスク特性も踏まえ、許容できる最大リスク量（VaR等の予想損失額）について、経営陣・市場部門・リスク管理部門がよく協議の上、基本的な考え方を明確に定め、定期的に見直す必要がある。また、これを超過した場合又は超過するおそれがある場合の対応（報告体制・権限）を明確に定めておく必要がある。

加えて、リスクの把握が困難な商品を多数保有しているケースや、ストレス時においても地域で金融仲介機能を発揮するためには、リスク資本配賦上のバッファを一定程度確保する必要がある。

なお、国内基準行であっても、その他有価証券評価差額金による影響も適切に勘案するなど、自らが抱えるリスクや自己資本の特性等を十分に踏まえて対応する必要がある。

図表8 リスク資本の配賦・管理の例



この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた。

懸念事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場変動に伴い、期中の市場リスク量が配賦市場リスク資本を超過 [少数] ● 既に生じているその他有価証券評価差額金などの影響の勘案が不十分 [少数]
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低所要自己資本相当額等を未配賦資本又はバッファとして確保 [一定数] ● ストレステストによるバッファの十分性検証 [少数] ● 自己資本にその他有価証券評価差額金などの影響を勘案して配賦 [少数]

前掲①の最大リスク量が示現することを防ぐため、評価損益や総合損益（評価損益期中増減と期中実現損益の合計）の水準などに損失限度等のリミットを設定している例は多い。

急激な環境変化が継続する中でも、こうした損失限度等の枠組みが実効的に機能するためには、経営体力（資本・収益）に照らして許容できる損失限度等を明確化し、その範囲内でリスクコントロールするための仕組みを整備する必要がある。

例えば、仮に評価損が実現した場合でも、経営陣が必要と考える資本の額を確保できる範囲にとどめることができるか、銀行全体の経営状況も踏まえ、一定の期間収益により吸収できる範囲内に評価損をとどめることができるかなど、資本・期間収益双方の観点から、銀行全体として評価損拡大をどこまで許容できるか、経営陣も関与して議論を深める必要がある。

その上で、損失限度等設定に際しての基本的な考え方を明確に定め、定期的に見直す必要がある。また、損失限度等を超過した場合又は超過するおそれがある場合の対応（報告体制・権限）を明確に定めておく必要がある（図表9）。

図表9 損失限度等の設定・管理の例

	<資本の観点>	<収益の観点>	
	仮に評価損が実現した場合でも、 経営陣が必要と考える資本の額を確保できる範囲内 にとどめる	銀行全体の経営状況も踏まえ、 一定の期間収益により吸収できる範囲内 に評価損をとどめる	
	↓		
	設定内容	基本的考え方	超過時等の対応
アラームポイント1	▲○○億円	・役務収支上振れや経費削減で吸収可	○○に報告の上 ○○を実施
アラームポイント2	▲○○億円	・期間収益○年分	
損失限度額	▲○○億円	・期間収益○年分 ・実現した場合、自己資本比率○%相当	○○に報告の上 ○○を実施

この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた。

懸念事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に定めた損失限度等の設定の考え方が、内外環境変化とともに、過度に保守的又は非保守的となっている [少数] ● 銀行全体として損失をどこまで許容できるか、足元の経営状況や市場環境も踏まえた議論が不十分 [一定数] ● 損失限度等への抵触後、リスク管理上の具体的対応策を実行に移すまでの間に、損失がさらに拡大 [少数] ● 個別銘柄のリミット設定にとどまり、ポートフォリオ全体の損失限度等が未設定 [少数]
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の期間収益（コア業務純益等）を目安にリミットを設定し管理 [一定数] ● ポートフォリオ全体に加え資産クラスや銘柄ごとのリミットを設定し管理 [一定数] ● 評価損が全て実現したとしても自己資本比率8%相当を確保可能な水準に損失限度等を設定し管理 [国内基準行を含む少数] ● 損失限度等への抵触時に、社外取締役・内部監査部門と緊密に連携 [少数]

(3) 投資信託等の管理

① 運用資産が内包するリスクの管理

投資前の段階で、まずもって、経営戦略上の位置づけや経営体力（資本・収益）への影響も踏まえ、投資信託等の形態で保有する目的を明確化する必要がある。その上で、商品ごとのリスクの把握方法・管理方法を明確化する必要がある。

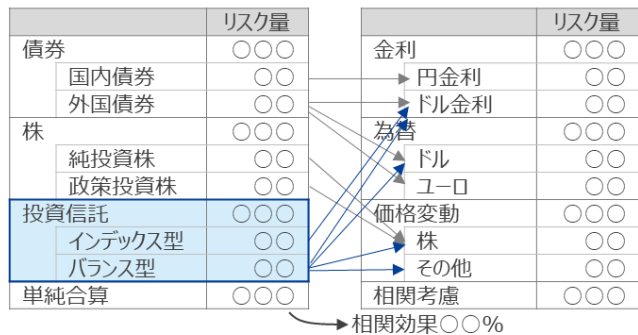
投資後においては、感応度や評価損益をリスクファクター別に集計し(図表10)、定期的に経営陣へ報告するなど、リスクの内訳を適切に把握する必要がある。

図表 10 リスクファクター別の感応度等の把握

	金利		為替		価格変動		現金等
	円	ドル	ドル	ユーロ	株	その他	
ファンドA	-	〇〇	〇〇	-	-	-	〇〇
ファンドB	〇〇	-	〇〇	-	-	-	〇〇
：							

加えて、個別商品のリスク特性も踏まえつつ、リスクファクター単位又はインデックス単位でリスク量（VaR）を計測（図表 11）することなどにより、直接保有する場合と可能な限り同等のデータ粒度に基づくリスクの把握に努め、資産間の相関も考慮した効率的なポートフォリオ運営や実効的なリスク管理につなげることが期待される。

図表 11 リスクファクター単位でのリスク量計測



この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた。

懸念事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資信託等の形態で保有する目的が不明確なまま、マルチアセット型など運用会社の裁量に大きく依存する商品へ投資 [少数] ● 複数資産を保有あるいは運用会社の裁量が大きい商品を保有し組み入れ商品が変わるにもかかわらず、VaR 計測を基準価額で行い、直接保有する資産との相関は未考慮 [少数] ● リスクファクター別の感応度・評価損益等のリスクの内訳を経営陣へ未報告 [少数]
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクファクターを把握困難な商品を保有しない方針を明確化又は複雑なリスクを抱える商品の保有残高上限を設定 [少数] ● 商品のリスク特性に応じたリスク管理上のアラーム設定 [少数] ● リスクファクター別の感応度・評価損益や不芳銘柄の詳細な状況等を月次の ALM 委員会等において報告 [一定数] ● 自前ではアクセスできない投資領域・戦略・手法への投資等の明確な目的を持ち、そのために投資信託等を活用 [一定数]

運用会社の裁量が大きい商品へ投資する場合は、運用資産自体のリスクだけではなく、運用会社の運用の巧拙に起因するリスクについても適切に管理する必要がある。

投資前においては、運用会社の経営状況・財務状況・運用態勢・リスク管理態勢等の把握や投資方針・投資手法・投資実績等を踏まえた評価（デューデリジェンス）を行い、投資先を選別する必要がある。

なお、その際のチェック項目や判断基準は、商品特性や環境に応じて異なるため、商品特性別に作成し、随時見直すことが期待される（図表 12）。

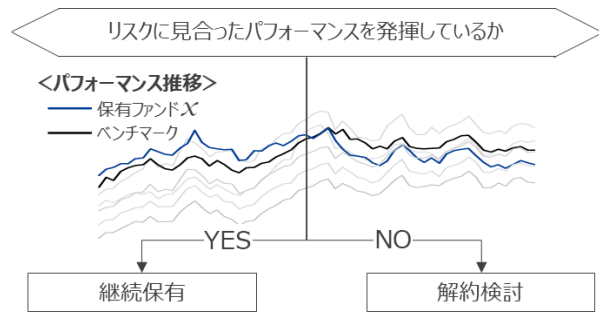
投資後においては、ベンチマーク等と対比して保有商品のパフォーマンスを評価（図表 13）し、解約に向けた出口戦略をあらかじめ検討しておくほか、投資時点でポジティブに評価した項目又は許容することとしたリスクについて、環境変化に伴う著変が無いのか、その後の状況を随時検証する必要がある。

この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた。

図表 12 デューデリジェンスチェックリストの例

経営状況・財務状況	国籍・沿革・職員数・財務内容・ESG 方針・投資家層・受託状況
運用態勢・リスク管理態勢	組織（運用・リスク管理・内部監査等）・人材（経歴・経験）・時価の取得頻度・リスク量の計測手法及びその妥当性
投資方針	主たる投資対象資産、投資哲学、投資戦略、具体的投資手法
投資実績	過去のトラックレコード（市場ストレス時のパフォーマンス悪化の理由等）

図表 13 パフォーマンス評価の例



懸念事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用会社が内包するリスクの分析や選別が不十分なまま、同種の戦略・手法に基づく商品へ少額ずつ投資 [一定数] ● 商品ごとのパフォーマンス評価・要因分析（市場要因・運用会社要因等）が不十分 [一定数] ● パフォーマンス悪化時のアクションが不明確、又は不芳商品についての合理的分析がないまま継続保有としている [一定数]
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用会社との高頻度のコミュニケーションとそれを通じた知見吸収 [少数] ● 海外の運用会社との直接的なコミュニケーション [少数] ● ベンチマーク等と対比したパフォーマンス評価の結果を月次の ALM 委員会等において報告 [少数]

(4) ストレストテストの活用

① 市場ストレステスト／統合ストレステスト

経営
1線 2線

Plan

Do

Check

Act

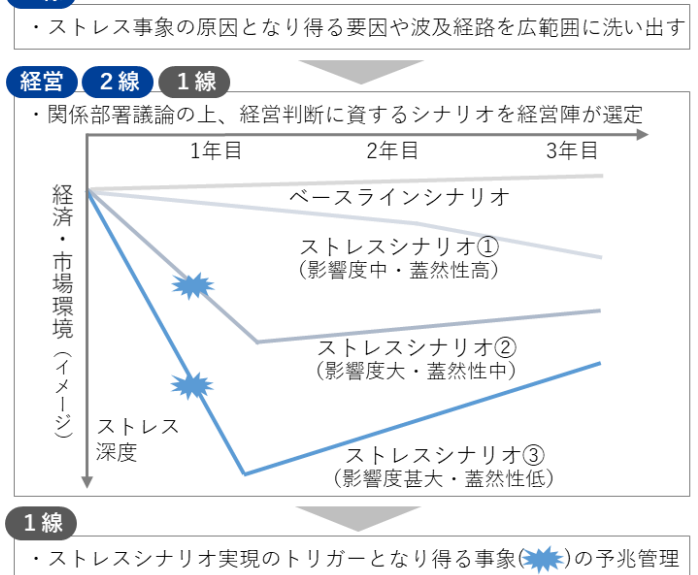
統計的手法に基づくリスク資本配賦・損失限度管理の枠組みを補完するため、経営陣の積極的な関与の下、仮想シナリオに基づくストレステストを活用し、将来の経営体力（資本・収益）への影響を検証することが期待される。

ストレステストシナリオについては、過去のストレステスト局面におけるリスクファクター（金利・株価・為替等）の変化幅を単純に適用するのではなく、まずはリスク管理部署が、ストレステスト事象の原因となり得るリスク要因や波及経路を広範囲に洗い出すことが期待される。

その上で、市場部門や財務部門・企画部門も加わり、リスクテイク方針も踏まえ、経営体力（資本・収益）の持続可能性、地域における金融仲介機能の発揮に深刻な影響を及ぼす蓋然性が高いシナリオは具体的にどのようなものか議論を深めたのち、経営判断への活用を資するストレステストシナリオを、経営陣自らが選定することが期待される（図表 14）。

ストレステスト結果については、評価損益や自己資本比率への影響把握のみで終わるのではなく、要因分解によりポートフォリオの脆弱性を特定し、経営体力（資本・収益）への影響を回避するためのアクションプランを検討することや、ストレステストシナリオ実現のトリガーとなり得る事象を予兆管理指標として採用するなど、期中管理へ活用することも期待される（図表 15）。

図表 14 ストレスシナリオの作成例



図表 15 ストレストテスト結果の活用例

		ベースライン			ストレス①			ストレス②			ストレス③		
		FY1	FY2	FY3	FY1	FY2	FY3	FY1	FY2	FY3	FY1	FY2	FY3
資産	円債・株												
	外債・投信												
	貸出												
資本	自己資本比率												
	IRRBB比率												
	リスク資本												
収益	期間損益・総合損益												
	コア業務純益												
	当期純利益												

2線

- ・基準値への抵触有無の確認・要因分析・計画の妥当性評価

1線

- ・より詳細な期間損益シミュレーション
- ・将来の脆弱性を踏まえたアクションプラン策定

この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた。

懸念事例

- シナリオやテスト結果の報告自体が目的化しており、ポートフォリオの脆弱性の特定や市場急変時の判断への活用といった観点不足 [一定数]
- シナリオ内容が2線の原案通りとなっており、経営陣や1線が、影響度又は蓋然性が高いと認識するストレステスト事象の反映が不十分 [一定数]
- 直近時点のB/Sを試算の前提としており、今後のリスクテイク方針・ポートフォリオ構成変化が未反映 [少数]

参考事例

- 将来の複数年度（3年程度）にわたる、複数のストレスシナリオ作成 [少数]
- 経営陣・取締役会の積極的関与 [少数]
- 関連部との協議、ALM 委員会審議など組織横断的なシナリオの検討 [一定数]
- 外貨調達コストの増加等、自行のリスク特性を踏まえ、不利なシナリオを追加 [少数]
- 将来年度にわたるリスクテイクやリスク削減の方針、ポートフォリオ構成変化等の反映 [少数]
- 年度末の自己資本充実度評価 [ほぼ全先]
- 収益・配当の持続可能性検証 [一定数]
- ストレストテストにおいて保守的な評価基準を適用（有価証券の評価損が全て実現しても自己資本比率8%確保等） [国内基準行を含む少数]
- 評価損拡大局面における追加投資けん制（アドホック・ストレストテスト実施） [少数]

② 外貨流動性ストレステスト



地域銀行を含む我が国金融機関は、米欧でのリテール営業基盤を有していないため、外貨調達の多くを市場調達に依存せざるを得ない構造となっている。

このため、外債運用や外貨貸出の拡大に伴い外貨調達額が拡大する場合は、資金繰りストレス時の対応力を強化するため、足元だけでなく資金繰り可能期間を確認することや、資金繰り対応策（コンティンジェンシープラン）について、発動順位や対応責任部署を明確化し、実効性を確保しておく必要がある（図表 16）。

図表 16 資金繰り可能期間の確認

	T	1M	2M	XM
資産合計				
調達合計				
外貨預金				
インターバンク				
債券レポ				
ネット残高				
資金繰り対応策				
コミライン契約				
円投可能額				
対策後残高				

足元だけでなく資金繰り可能な期間を確認

対応策反映後の状況で確認

この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた。

懸念事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 外貨 B/S を拡大する方針の中、現状のポジションの確認にとどまっている [少数] ● 資金繰り対応策が未策定又は実効性に欠ける（発動順位や責任部署が不明確） [少数]
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数シナリオの作成（A市場混乱などの外部要因・B自行格下げなどの内部要因・A・B同時発生） [少数] ● 1 か月・3 か月などにわたる資金繰り可能期間の定期的な確認 [少数] ● 発動順位や責任部署を明確化した資金繰り対応策の策定 [少数]

(5) 環境変化に応じた対応

① 資本減少リスクへの備え



有価証券運用は、市場変動による影響を受けるものであり、リスクテイクの結果としての評価損益の増減それ自体を問題とするものではない。

しかしながら、評価損益の増減は資本の増減をもたらすことから、平時の段階から、自らのポートフォリオの脆弱性を分析した上で、アクションプラン（1線による自律的なリスクコントロール策）を用意し、急激に変動し得る市場の不確実性に備える必要がある（図表17）。

また、実際に、経営体力（資本・収益）対比で評価益が大きく減少又は評価損が拡大する蓋然性が高まった場合には、環境変化に応じた適切な判断やアクションを実行するとともに、必要に応じて、当初定めた市場部門収益計画の妥当性を検証する必要がある（図表18）。

もっとも、市場の変動は完全には予見できないものであり、用意したアクションプラン通りにいかない可能性もあること、全く異なるアクションをとらなければならない可能性があることについても、経営陣を含めた関係者間で常に認識を共有しておく必要がある。

この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた。

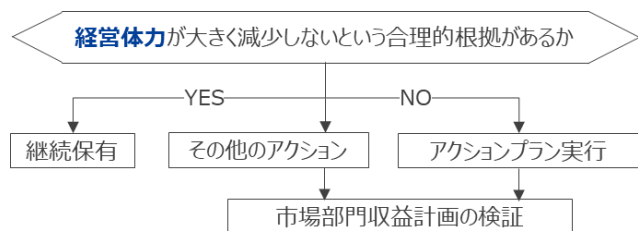
図表 17 アクションプランの策定例

	パターン①	パターン②	パターン③
発動基準	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
初動対応	日本株ショート	米国債先物ショート	
当日の行動	臨時ALM委員会招集、具体的対応決定		

具体的対応メニューの例

	先物ショート追加	金利スワップ	ベアファンド購入	資産売却
メリット	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
デメリット	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

図表 18 アクションに際しての判断材料の例



懸念事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場環境が当初計画の前提から乖離しているにもかかわらず、収益計画見直しなどの具体的な議論は未実施 [少数] ● 金利ポジションのモニタリング・ヘッジ方針策定にあたって、イールドカーブ変動に伴うリスクについての検討が未実施 [少数] ● 外部知見を活用し各種指標をモニタリングしているものの、予兆管理や具体的なアクションプラン策定は未実施 [少数]
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ● マクロ指標・マーケット指標に基準値を設けた予兆管理 [少数] ● 相関係数の変化（市場の相関が崩壊していく状況）のモニタリング・要因分析 [少数] ● 市場急変に備えた複数の対応パターン・メニューの準備 [少数] ● IRRBB（銀行勘定の金利リスク）の比率及び ΔEVE（経済価値変動リスク）の通貨別・シナリオ別モニタリング・要因分析 [少数] ● 経営体力への影響も意識しつつ、経営陣の実質的関与の下、機動的なリスクコントロールを実施 [少数]

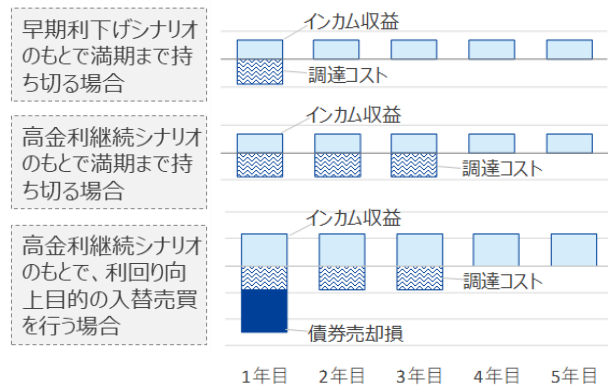
金利上昇は、有価証券の評価損益を悪化させる一方、一般的に、貸出や運用の利回り改善を通じて、中長期的には銀行収益にプラスとなると考えられる。ただし、資金調達利回りを下回る運用資産には注意が必要であり、例えば、過去の低金利環境下で購入した持ち値の悪い外国債券の銘柄の中には、2022年以降に外貨調達金利が大幅上昇した影響により、ネガティブキャリーとなっているものも見られる。

こうした債券を保有し続ければ、先行きの長短金利動向次第では、毎年の期間損益を押し下げ続けるとともに、収益性の低い運用資金の固定化により、運用の自由度や効率性の悪化を招き、ポートフォリオの健全性も損なわれることとなる。

このため、ネガティブキャリーとなっているなど持ち値の悪い銘柄の保有が先行きの期間損益に与える影響について、複数シナリオに基づくシミュレーションなどにより把握する必要がある（図表19）。

また、シナリオ実現の蓋然性が高いと判断した場合は、経営体力（資本・収益）への影響も踏まえつつ（図表20）、適切な判断やアクションを実行する必要がある。

図表 19 期間損益シミュレーションの例



図表 20 アクションに際しての判断材料の例

			継続保有	売却
収益性	P/L	有価証券関係損益	当期 ネガティブキャリー	実現損
			翌期以降 ネガティブキャリー	ゼロ (買い戻せば改善)
健全性	B/S	その他有価証券評価差額金	マイナスのまま	改善
		コア資本	不変	マイナス

この点、モニタリング対象先では、次のような懸念事例及び参考事例が見られた。

懸念事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場環境が大きく変化中、経済価値・期間損益の両面を意識した機動的なリスクコントロールは未実施 [少数] ● 外貨調達コストが利息収入を上回る状態（逆ざや）が当面見込まれる中で、外貨調達コスト高止まりによる期間損益への影響の分析が未実施又は不十分 [少数]
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来の期間損益への影響を意識した管理指標の追加（外貨調達コスト・ベースコスト等） [一定数] ● 利上げや利下げ時期を起点とした複数のシナリオに基づく、逆ざや影響の把握やポートフォリオ健全化対応 [少数] ● 銀行勘定全体の将来 NII（期間損益）や ΔNII（期間損益変動リスク）の試行的分析 [少数]

3. リスクガバナンスの発揮

前掲Ⅱ.2.のリスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢が機能するために、なにより重要なのは、経営陣が主導してリスクガバナンスを発揮することだ。

こうした観点から、モニタリングにおいては、主に次の(1)(2)について経営陣と対話した。その結果、これまでのモニタリング対象先においては、総じて、リスクガバナンスが相応に発揮されていることが認められている。

(1) 市場部門、リスク管理部門及び内部監査部門による統制

市場部門は、経営体力とリスク量のバランスを踏まえてリスクテイクするとともに(前掲Ⅱ.2.(1))、リスクオーナーとして自律的にリスクコントロールする必要がある(前掲Ⅱ.2.(3)(5))。そのためには、リスクとリターンの両面から市場部門の業績を評価する必要がある。

リスク管理部門は、独立性を確保し、専門性ある人材を配置した上で、市場部門に対し実効的なけん制機能を発揮する必要がある(前掲Ⅱ.2.(1)(2)(3))。同時に、市場部門との日常的なコミュニケーションを通じて市場業務を深く理解し(前掲Ⅱ.2.(5))、様々なストレスシナリオの下で将来どのような影響が生じるかを分析・検証し、経営陣や市場部門へフィードバックすることが期待される(前掲Ⅱ.2.(4))。

内部監査部門は、独立性を確保し、専門性ある人材を配置した上で、有価証券運用状況やリスク管理状況に関する情報を日常的に収集し、リスク変化に的確に対応した実効性ある内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告する必要がある(前掲Ⅱ.2.(1))。

(2) 経営陣及び取締役会による統制

経営陣や取締役会は、経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイクが行われているか(前掲Ⅱ.1.)、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢が構築されているか(前掲Ⅱ.2.)を、将来にわたる収益性や持続的な健全性確保の観点から検証する必要がある。

環境変化に対し機動的に対応するためには、経営陣が市場部門やリスク管理部門とコミュニケーションをとりつつ、リスクの実態を把握した上で、組織全体や将来を見据えた高度な判断を適時に行うなど、リーダーシップを発揮する必要がある(図表21)。

図表 21 リスクガバナンスの発揮に向けた考え方の例

主に該当する論点	望ましくない状況	望ましい状況
(1) リスクテイク方針の明確化 (2) リスク許容度の明確化 (3) 投資信託等の管理	部分的な決定・検証 ・有価証券運用全般や投資信託等による運用に対する過度な収益期待・依存	組織 全体 としての決定・検証 ・会社全体として、リスクテイクとリスク管理、収益と資本といった各要素のバランスはとれているか
(1) リスクテイク方針の明確化 (4) ストレストテストの活用	過去・足元 中心の検証 ・当期純利益が赤字にならないか ・現時点で最低基準に抵触していないか	自らの 未来 を見据えた検証 ・リスクに見合った収益を確保し続けられるか ・将来最低基準に抵触する蓋然性はどうか
(2) リスク許容度の明確化 (5) 環境変化に応じた対応	形式面 が先行し対応が遅れる ・課題が顕在化して初めてALM委員会で協議	経営の 実質的 な関与 ・課題を先取りし、機動的に対応できているか

以上